

附属機関等の概要

(1面)

1 名	称	宮崎県障害児通所給付費等不服審査会	
2 区	分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設	置 根 拠	児童福祉法第56条の5の5	
4 設	置 目 的	児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱わせるために設置する。	
5 担	任 事 務 (協 議 事 項)	児童福祉法第21条の5の7第1項による障害児通所給付費等の支給要否決定に関する処分等に対する不服審査に関する事務	
6 会	議の開催状況 (令和5年度)	① 開催期日 開催実績なし ② 主な審議事項	
7 会	議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	<input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 宮崎県情報公開条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当すると認められる情報 に関し審議するため <input type="checkbox"/> 未定
		議事録又は議事概要等の公表	<input type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所	管課(室)名	福祉保健部 障がい福祉課 障がい児支援担当 電 話: 内線8137(直通)0985-26-7068	

